

Q

14

後見人に対する報酬の付与

後見人には報酬が支払われると聞きました。被後見人と親族の関係にあってももらえるのですか。もらえたとすれば、どのくらいもらえるのですか。



A

後見人であれば、親族でも第三者でも報酬をもらうことができます。ただし、報酬を受け取るためには、家庭裁判所に「報酬付与」の申立てが必要です。報酬の金額は、後見人の仕事の内容に応じて家庭裁判所が決めます。

【報酬付与の申立て】

後見人は、重大な責任と義務を負いますから、報酬を請求することができます。報酬を希望される場合は、家庭裁判所に「成年後見人に対する報酬の付与」の申立てをする必要があります。家庭裁判所がその申立てを認めて初めて、後見人は、被後見人の財産から報酬を受け取ることができます。管理している被後見人の財産から勝手に受け取ることはできません。また、被後見人に財産がない場合は、報酬をお支払いできません。

【報酬の額】

報酬の額は、管理している財産の額や後見事務の難易などを総合的に検討し、それぞれの事案ごとに家庭裁判所が決定します。

家庭裁判所の決定した報酬の額に不満がある場合や報酬が認められなかった場合など、いずれの場合にも、不服の申立てはできません。

【申立ての時期】

報酬は後払いですので、ある程度の期間、後見人の仕事をしていただいた後になります。大津家庭裁判所では、後見人に自主的に後見事務の報告をしていただく時期（おおむね1年ごと）を目安にしています。